

長崎県総合評価落札制度検討委員会設置要綱

平成20年12月26日 20建企第649号

最終改正 令和5年1月12日 4建企第435号

(目的)

第1条 長崎県が行う総合評価落札方式において、一層の公平かつ公正な実施に向け、各界有識者より幅広く意見を聴取し、制度改善に資するため、長崎県総合評価落札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合評価落札方式の改善等に関すること。
- (2) 総合評価落札方式の入札、契約手続等のあり方に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、公共工事等に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営及び議決)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の審議は、特に理由がある場合を除き公開を原則とする。なお、委員会における議事の概要は、会議終了後速やかに公表するものとする。この場合において、公表の方法は、記者発表等により行うものとする。

(意見の具申又は報告)

第5条 委員会は、第2条各号の事務に関し検討を行い、必要に応じ、検討結果を知事に対して報告及び意見の具申をするものとする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部建設企画課に事務局を置き、土木部建設企画課長を事務局長とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。但し、第3条3項の委員の任期にかかる規定は、平成27年3月31日までとし、以後2年とする。

この要綱は、委員会が別途設置する長崎県総合評価審査委員会との統合により廃止となることに伴い、令和5年1月12日付けで廃止する。